

## 地域子ども・子育て支援事業の目標

- 「子ども・子育て支援法」で定められている「地域子ども・子育て支援事業」について、次のように目標を設定します。

事業名	事業の概要	平成31年度目標事業量
延長（時間外）保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育を実施します。	365人
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供します。	116人 2か所
子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由により、家庭での児童の養育が困難な場合に、児童養育施設等において養育・保護を行います。	ショートステイ21人日 トワイライトステイ90人日
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等を行います。	1か所
一時預かり事業	幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保護を実施します。	幼稚園13,500人日 在園児以外1,501人日
病児・病後児保育事業	病児または病後児について、病院や保育所等の専用スペース等で一時的に保育を実施します。	検討します
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行います。	検討します
利用者支援事業	子どもまたはその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。	1か所
妊婦健康診査事業	妊婦が定期的に行う健診費用を助成します。	1,420人回
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等を行います。	119人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行います。	6人

## 計画の推進

- 地域社会を構成する家庭、地域団体、企業、社会福祉協議会、民間保育園、関係機関等様々な主体と一体となって、この計画の実現に向けて取り組みます。
- この計画（Plan）を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施（Do）状況の把握・点検（Check）を行うとともに、「忠岡町子ども・子育て会議」での報告・審議を行います。社会情勢の変化や審議の状況により、見直し・改善（Action）を行います。

忠岡町  
子ども・子育て  
応援プラン  
2015  
概要版

発行／平成27年3月

忠岡町

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

編集／忠岡町 教育委員会 教育部 子育て支援課

電話：0725-22-1122（代表）

PRINTED WITH SOY INK  
この冊子は、再生紙に大豆油インキで印刷しています。



～みんなで子育て、親も子も地域も笑顔輝く忠岡～

## 忠岡町子ども・子育て応援プラン2015とは

- 国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とする「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に関して新たに「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まります。また、「子ども・子育て支援法」では、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています（法第61条第1項）。
- 子どもや子育て家庭に対する支援計画である「忠岡町次世代育成支援後期行動計画」は、平成26年度で終了し、住民ニーズに合った新たな子育て支援施策が求められています。計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」は、「改正次世代育成支援対策推進法」により10年間延期されることになり、計画策定は努力義務となりました。
- このような背景を踏まえ、忠岡町では、子どもと子育て家庭に関する総合的な計画として、次世代育成支援行動計画を継承するとともに、新たな子ども・子育て支援事業計画を一体のものとして策定し、「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015」としました。
- この計画は、忠岡町が主体となる行政計画ですが、子育て家庭をはじめ、地域の皆様や様々な団体、幼稚園や保育所、学校、企業等が一体となって取り組むための基本的な指針と位置づけています。「みんなで子育て」を合言葉に、親も子も地域も笑顔が輝く忠岡をめざしたいと考えています。
- この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

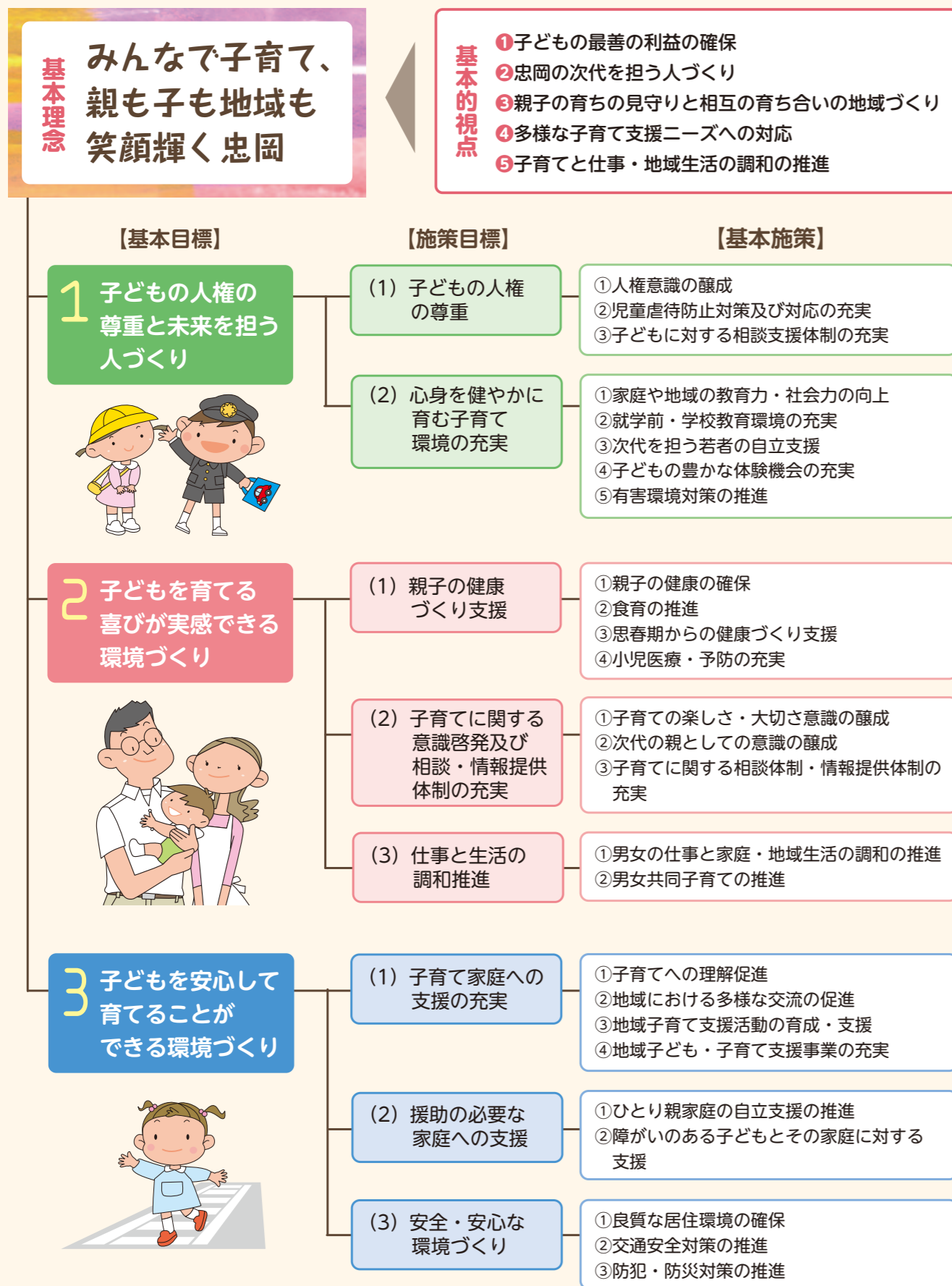
平成27年3月  
忠岡町





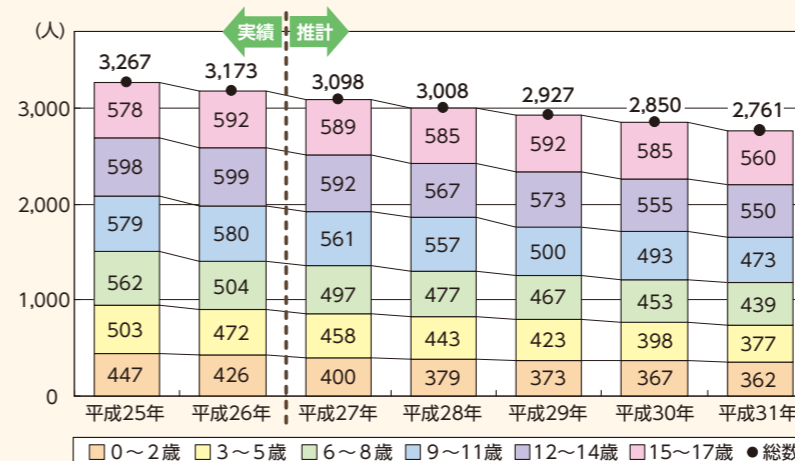
# 子ども・子育て関連施策・事業の総合的な展開

●子ども・子育て支援の具体的な施策・事業を総合的に展開するための体系を、次のように設定します。



# 乳幼児期の教育・保育事業の目標

## 子ども人口は減少を続けるものと推計



●幼稚園・保育所・認定こども園の利用人数の見込みは、子ども人口の推計とニーズ調査の結果、利用状況を踏まえて設定しています。ただし、認定こども園は、幼稚園部は幼稚園に、保育所部は保育所を含めて、それぞれ教育事業、保育事業として見込んでいます。

## 教育・保育事業を実施する施設等

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育*

※地域型保育は、新制度に位置づけられた市町村の認可で行うことができる事業で、保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業です。  
①家庭的保育、②小規模保育、③事業所内保育、④居宅訪問型保育の4タイプがあります。

●「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園や保育所等の利用を希望する場合は、町に申請して「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

## 教育・保育事業の目標

教育・保育		単位	H27	H28	H29	H30	H31
1号認定・2号認定(3～5歳、教育希望)	見込量	人	220	213	204	193	182
	確保方策	人	576	575	575	575	575
2号認定(3～5歳、保育必要)	見込量	人	234	227	215	203	193
	確保方策	人	202	198	196	196	196
3号認定(1・2歳、保育必要)	見込量	人	87	81	79	78	76
	確保方策	人	117	119	119	119	119
3号認定(0歳、保育必要)	見込量	人	26	26	25	25	25
	確保方策	人	31	31	31	31	31
合計	見込量	人	567	547	523	499	476
	確保方策	人	926	923	921	921	921

- 幼稚園は、公立が2か所あり、従来490人の受入れが可能な容量を有していることから、現状の施設で対応します。
- 保育所は、公立が2か所、民間が1か所あり、従来365人の受入れが可能な容量を有していることから、現状の施設で対応します。
- 保護者の教育ニーズの高まりや、保護者の就業に関わらず幼児期の教育・保育を受けることができる認定こども園について、今後様々な角度から検討します。